(i) 計画の実施に必要な配電、給水、排水その他の付随的な諸施設を提供すること。

(j) 被供与国における生産物の速やかな積卸し、通関及び国内輸送を確保すること。

(k) 被供与国において計画の実施に従事する者の安全を確保すること。

(l) 生産物又は役務の供給に関連してその役務が必要とされる日本国又は第三国の自然人に対し、その作業の遂行のため被供与国への入国及び被供与国における滞在に必要な便宜を与えること。

(m) 計画の実施に必要な全ての経費（贈与及びその利子によって負担されるものを除く。）を負担すること。

(n) 計画の完了後、日本国政府に対して計画に関する最終報告書を提出すること。

(o) 生産物又は役務に関する秘密情報を適切に保護すること。

(2) 被供与国政府は、日本国政府に対し、贈与及びその利子並びに生産物又は役務に関する必要な情報を提供する。

(3) 被供与国政府は、生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることがあるいかなる制限を課することも差し控える。

(4) 被供与国政府は、日本国政府が行う生産物又は役務の状況（生産物又は役務が(1)(e)の規定に従って使用されているかどうかを含む。）を確認するためのモニタリング及び計画に関する情報の開示のために協力し、及び必要な措置（生産物又は役務に関する必要な情報の提供及び現場への立入りの許可を含む。）をとる。

6　この了解は、両政府の関係当局間の協議により合意される手続細目に従って実施される。

7　被供与国政府は、この了解に適合しない行為を禁止し、及び防止するために必要な措置をとるものとし、そのような行為が発見された場合には、適当な期間内に是正措置をとる。

8　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることがあるいかなる事項についても相互に協議する。

本官は、更に、この書簡及び被供与国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの書簡及びこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年九月十六日にポートモレスビーで

日本国外務副大臣　宮路拓馬

パプアニューギニア独立国
外務大臣　ジャスティン・トカチェンコ閣下

（パプアニューギニア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、パプアニューギニア独立国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千二十五年九月十六日にポートモレスビーで

パプアニューギニア独立国
外務大臣　ジャスティン・トカチェンコ

日本国外務副大臣　宮路拓馬殿

○農林水産省告示第千五百三十六号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十月二十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Fragaria L.	A13 29MC	Masia Ciscar S.A. Carretera de La Redondela, sin numero, Lepe, Huelva, Spain	第35860号 令和７年８月12日
〃	A13 26MC	〃	第35861号 令和７年８月12日
Impatiens walleriana Hook. f.	Balglimsal	Ball Horticultural Company 622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA	第36637号 令和７年８月25日

○農林水産省告示第千五百三十七号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十月二十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Camellia L.	ヒライ Hirai	平井湊晨 埼玉県深谷市上野台76―１	第31625号 令和７年８月４日
Eremophila R. Br.	ホイップクリーム	**角**田俊則 群馬県沼田市岡谷町387	第34552号 令和７年８月６日
Mentha L.	KRTM-01	金子諒平 埼玉県北葛飾郡杉戸町本郷202―10	第35436号 令和７年８月25日
Rosa L.	RSTQ-005	株式会社ROSETIQUE JAPAN 東京都世田谷区等々力八丁目12番３号　等々力プチメゾン２―Ｂ	第37444号 令和７年８月19日

○農林水産省告示第千五百三十八号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、令和七年七月一日から同年九月三十日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

令和七年十月二十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、六四七、八〇〇円
褐毛和種	一頭につき、六一〇、六〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、二二〇、六〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、三九二、八〇〇円